

水道公社は、こうした条例に準拠する方向でその事業を展開しているものと認められる。

京都府は、平成11年11月に、環境ISOの認証を取得している。また、京都府としての「環境方針」を掲げているところである。詳細は、京都府のホームページを参照されたい。

だから、下水道公社、あるいは京都府の下水道事業について、環境ISOの認証取得は、府の行政方向に追随する形で検討されるべき必要があろう。さらに、上水道（京都府企業局）では、環境会計を実践し、環境報告書を作成・公表しているところである。他府県の下水道事業（事業者）においても、環境会計に積極的に取り組んでいる。京都府においても、早急に環境会計に取り組み、環境報告書を作成公表することにより、府民の環境に対する意識を、さらに向上せしめる必要がある。

ところで、京都府においては、環境対策の一環として、下水汚泥を活用し、「エコ・京レンガ」を平成7年から製造し、平成8年から販売している。しかし、コスト的に見合うものではなく、利用用途が歩道等の舗装材料等に限定され、かつ公共工事に依存しているため、その販路は広くはない。

下水道公社の計算によれば、エコ・京レンガ、一個あたりの生産原価は約326円、販売単価は市場価額を考慮し75円である。環境への影響を度外視し、単純に言えば、一個あたり、251円（326円 - 75円）の損失が生じることになる。とはいえ、京都府独自の展開には限界があるであろう。そこで、つぎのような技術研究を待たねばならない。

平成15年12月1日、国土交通省、都市・地域整備局下水道部 下水道企画課が主体となり、「下水道汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト」がスタートされている。産官学の共同により、主としてつぎの二つの技術開発に取り組むようである。

スラッジ・ゼロディスチャージ技術の開発

汚泥の有効利用率100%を達成するため、下水汚泥を処分するコストよりも安いコストでリサイクルできる技術を開発する。

グリーン・スラッジエネルギー技術の開発

地球温暖化対策のため、下水汚泥等のバイオマスエネルギーを使い、買電価格と同等かそれよりも安いコストで電気エネルギーを生産できる技術を開発する。汚泥に関していえば、以上のような研究成果を待ち、それを具体的に活用する方法を模索しなければならないのである。

・ 監査の結果

以上、下水道公社の概要、現状および問題点について、監査をおこなった。その結果を要約するとつぎのとおりである。

1．木津川上流浄化センターにおける委託取引について

木津川上流浄化センターにおける運転操作等業務の委託は、現在、随意契約となっている。当面は随意契約に委ねざるを得ないものの、将来、酸素法がさらに普及し、これを扱う業者が増加した場合、指名競争入札方式に変更する必要がある。

2．超過勤務手当の手続きについて

「時間外・休日 勤務命令簿」は、命令書であって、その上席者が記載すべきであるにもかかわらず、作業担当者本人が記入している。また、業務内容が必ずしも明らかではない。

そこで今後は、用務等の記述をより明確にするとともに、規定にしたがい、事前命令欄には上席の管理者が記入するよう、さらに実績値の確実な把握に努めるよう、その運用方法を改める必要がある。

3．長期修繕計画の樹立について

下水道設備について、予算の関係上、修繕時期が延期されるケースがある。この修繕時期の延期は、長期間を通じての総修繕コストの上昇を招くことになる可能性が高い。そこで、京都府および下水道公社においては、このような見地をも視野にいれつつ修繕計画を樹立し、それを実施していく必要がある。

・ 監査の意見

監査の意見はつぎのとおりである。

1．電力料について

電力料のコスト削減について、今日、さらなる研究開発が展開されている。京都府および下水道公社においては、早急に、先進的なコスト削減手法を研究し、良い点を実施できるよう取り組む必要がある。たとえば、東京都の例から推計しても、現在7億円を要する電力料を相当額、大幅に圧縮しうる可能性がある。下水道公社においてはそのような動向を視野にいれつつ、京都府における下水道設備投資と連携して、より一層の電力料のコスト削減に取り組む必要がある。

2．汚泥処理について

京都府および下水道公社においては、国家的プロジェクトとして展開されている研究をも視野に入れつつ、汚泥処理コスト削減に向けた更なる研究、情報収集やその手法の活用方法を模索する必要がある。

既述のように、最近の情報によれば、東京都下水道局は民間企業、経済産業省等の特殊法人などと共同で、下水汚泥をガス燃料に転換し、ガスエンジンで発電する新技術の研究開発をはじめた、とのことである。平成17年度には実証研究がおこなわれるようである。この技術は、脱水した汚泥を乾燥させ、一酸化炭素、水素ガスなどのガス燃料に換えて、それを使ってガスエンジンで発電するシステムである。この技術によれば、下水処理センターや汚泥処理施設の電力自給率の向上、地球温暖化防止に役立つものと期待されている。このようなシステムは、下水汚泥の再利用による電力料コストの削減と、環境保全に役立ち、まさに一石二鳥あるいはそれ以上の効果があるといえるであろう。

繰り返し指摘するまでもなく、京都府、下水道公社においては、このような研究開発の流れをも視野にいて、早急に汚泥処理の研究開発と実践に取り組む手法を模索する必要がある。

3. 啓蒙活動について

下水道公社においては、ホームページを通じて、府民が下水道に対する興味をより高めることができるよう、その内容を豊富にするとともに、ホームページへのアクセス数が飛躍的に伸びるような仕掛けを探究し講じる必要がある。下水道公社のホームページが府民に定着することを通じて、下水道および環境保全に関する意識が、府民のなかに定着することになるものと思慮するところである。

4. リスク・マネジメントについて

京都府下においても、近い将来、兵庫県南部地震規模の地震が予想されており、早急な対応が緊急に必要と考えられる。ただし、耐震化工事については、相当のコストを要することが想定されるので、今後の京都府における下水道事業のあり方を踏まえつつ対策を講じる必要がある。

5. 環境会計および環境ISOについて

下水道公社、あるいは京都府の下水道事業についても、環境ISOの認証取得は、府の行政方向に追従する形で検討されるべき必要があろう。さらに、上水道（京都府企業局）では、環境会計を実践し、環境報告書を作成・公表しているところである。他府県の下水道事業（事業者）においても、環境会計に積極的に取り組んでいる。京都府においても、早急に環境会計に取り組み、環境報告書を作成公表することにより、府民の環境に対する意識を、さらに向上せしめる必要がある。

・ 提言

1. 下水道公社における経済・効率性について

ここではまず、3E監査の視点からの指摘をしておきたい。周知のように、3Eは 経済性（Economy）、効率性（Efficiency）および 有効性（Effectiveness）のことである。また、3E監査は、合理的かつ有効的な行政の確保という目的を達成するために、自治体が資源の使用につき 経済性、効率性および 有効性を確保するように適切な手順を踏んでいるかどうか監査することである。一般的に、つぎのように説明されることが多い。簡単に整理しておこう。

経済性とは、自治体が人的物的資源の適切な量および質のものを、最小のコストで取得することをいい、インプットに関することである。

効率性とは、産出する物品またはサービスと、それを産出するために使用する資源との関係で測定され、インプットとアウトプットとの関係に関することである。

有効性とは、ある計画なり活動なりのアウトプットが、初期の目標ないし成果を達成することをいい、目標とアウトプットとの関係に関することである。

そこで、監査人の監査の過程において得た様々な監査証拠をもとに、下水道公社に対する3E監査をおこなった。その結果は、つぎのとおりである。

経済性について

下水道公社においは、後述の「所与の条件」のもとで、経済的な活動をおこなっているものと評価できる。ただし、「所与の条件」を変更することができれば、さらなる経済性を追求することができるのである。

効率性について

下水道公社においは、同様に、「所与の条件」のもとで、効率的な活動をおこなっているものと評価できる。ただし、「所与の条件」を変更することができれば、さらなる効率性を追求することができる。

下水道公社において、排水下水というアウトプットは、府民の生活の安全を確保するために、つねに所定の基準を満たしている必要がある。したがって、経済性や 効率性を如何に追求しようと、アウトプットの数値（安全確保のために維持すべき目標数値）はかわるものではなく、またかわるものであってはならない。

だから、下水道公社が、「所与の条件」という枠を越えて、より経済的に各種資源を調達することができれば、当然のことながら、効率性も改善されることになるのである。

ただし、下水汚泥の有効活用、電力コストの削減手法等々、今なおその研究が展開されている分野がある。このような分野においては、将来、研究成果を取り入れつつ、一層のコスト削減を展開する必要があることはいうまでもない。

有効性について

監査の結果、下水道公社においては有効性を満たしつつ、業務等の諸活動が展開されており、有効性について指摘す

べき事項はない。

2. 「外郭団体の見直し指針」と下水道公社

京都府は、平成15年3月、「外郭団体の見直し指針」(以下、見直し指針という。)を公表し、そのなかで、下水道公社を含む「多くの分野において民間、市町村等の役割が増大し、府の関与の必要性が問い直されてきたこと、明確な目標や具体的な経営指標が示されないまま長年推移してきたことによる経営の非効率など、今日時点における課題が明確になってきている」との強い指摘をおこなっている。

下水道公社は、その対象の一つとして指摘されているが、このことがただちに、下水道公社における経営が非効率である、ということの意味しない。監査の結果、下水道公社は、「所与の条件」のもとで、可能な限りのコスト削減に取り組み、相応の経営効率の追求をしてきたものと認められた。だから、現状以上のコスト削減と、経営効率の改善を図ろうとするならば、いうまでもなく、「所与の条件」をドラスティックに変更する方策を検討せざるを得ないのである。

この意味において、見直し指針が指摘するように、下水道公社の経営に「経営の非効率」的な側面等が存在することもまた事実である。そこで以下、「所与の条件」を整理しつつ、京都府における下水道事業に関する提言をおこなうこととしたい。

3. 京都府における下水道事業に関する提言

本報告書から明らかなように、とくに指摘すべき主たる「所与の条件」はつぎの4つであると考えられる。

- 会計・契約システム
- 人事・人件費システム
- 入札・設備投資システム
- 研究開発システム

まず、の「会計・契約システム」については、下水道公社において利益の留保・蓄積が認められない点である。現状では、いかにコスト削減を図ったとしても、コスト削減分はすべからず、年度末に京都府に返還せざるを得ないのである。経営努力に見合って、利益を留保・蓄積でき、あるいはさらに、その効果が給与等に還元されるシステムの方が、更なるコスト削減のためのモチベーションを高めるであろうことは指摘するまでもないであろう。

また、設備投資と運転管理・修繕負担とが別会計であることにも改善の余地がある。現状では、設備投資は京都府がおこない、運転管理・修繕は下水道公社が担当している。より効率的な経営を追求するならば、運転管理や修繕を意図した設備投資がなされる環境を用意する必要がある。

つぎに、の「人事・人件費システム」について、下水道公社は、京都府からの派遣職員がほとんどであり、京都府の基準に準じて給与等の計算がなされている。すなわち、下水道公社には、その組織体制上、理事会という最高意思決定機関があり、そこで決定された方針に基づいて京都府に職員の派遣を要請している一方、京都府の給料表を準用することを規定する仕組みとなっているのである。しかも、事実上、下水道公社は実質的な人事権や給与決定権限を有していないのである。

現状では、下水道公社においては、京都府が定める所定の給与基準にもとづいて、給与を支給しなければならない。民間企業においては、独自に、弾力的に低コストの人材を雇用することができるが、下水道公社においてはそれが為しえない。そのため、人件費が硬直的にならざるを得ないのである。

通勤手当等の計算システムについても、コスト削減のための対策を、独自に講じることはできない。通勤手当の計算については、人事委員会からの勧告により、平成16年6月から改善される予定である。このように、下水道公社においては、人事委員会からの勧告を待たねばならない状況なのである。

さらに、の「入札・設備投資システム」について、入札システムの厳格な運用が、いわゆる「談合」を防止し、コスト削減や不正の防止に大きな効果を発しているのであるが、その反面、民間企業のように、より自由な裁量ある契約を通じて、結果的にコストダウンを図るといったプランニングの実施を困難なものにしているともいえる。

また、繰り返しになるが、現状の体制では、設備投資後のより効率的な維持管理や修繕を前提とした設備投資を展開しにくい状況となっていることも事実である。

の「研究開発システム」について、現状では、下水道公社の活動は京都府の予算に拘束されるため、機動的弾力的な研究開発への取り組みは困難なものとなっている。その一方で、今日の経済情勢下において、下水汚泥の処理や電力代金の節減等についての研究開発は相当のスピードで展開されている。投資メリットを最大限享受するためには、京都府や下水道公社においても、そのような情報を瞬時にキャッチし、共同開発等に参画できるようにすることも必要である。

以上のように、下水道公社は、本質的に、以上のような問題点を内包しているのである。そこで、下水道の維持・管理運営に関する経営効率を改善し、より一層のコスト削減を図るためには、体制をドラスティックに変更する必要がある。当面、つぎの二つが考えられる。

下水道公社を、民間企業と同様の組織に改編すること。

下水道の管理運営主体を、下水道公社のみならず、広く民間企業に求め、いわゆる「包括的民間委託」の手法をとり入れること。

ところで、上記のように、下水道公社を、民間企業と同様の組織に改編するのであれば、下水道公社それ自体の存続意味が問われることになるであろう。また、上述のような「所与の条件」の基礎となる様々な規範を変更することは、京都府それ自体にも重大な影響を及ぼすことが予想され、早急な改革は大きなリスクを伴うことになる。

そこで、いわゆる「包括的民間委託」の手法によることが、より現実的である、といえるであろう。ただし、下水道の管理・運営を完全に民間に委ねるとしても、「行政」は、その管理・運営が適切になされているかどうか、厳格に監督し、必要に応じて適切に改善命令を発すること（以下、監督業務という。）ができるノウハウを蓄積し活用する必要がある。

また、下水道法との関係もあるが、京都府における下水道事業の管理運営は、従来下水道公社に対する管理の委託制度から、下水道公社以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する「指定管理者」による管理の代行制度への転換についても視野に入れて検討を行う必要がある。

ただし、「指定管理者制度」においては、民間事業者のノウハウの活用により、行政サービスの向上や効率的な運営を期待するところであるが、指定管理者が管理権限をすべて代行することができるかなど、現時点では不明確な部分もあり、当該制度を適用することが適当かどうかを見極め、その具体的な手法を検討し、何らかの問題が存する場合には、その解決策を早急に模索する必要がある。なお、指定管理者については、期間を定めた指定とし、あらかじめ議会の議決を経て行うこととされているので付言しておきたい。

さらに、「行政」が監督業務のみに特化するとしても、これを京都府が主体的におこなう必要があるのかどうかについては、あらためて検討する必要がある。今日、いうまでもなく市町村の合併が進み、より一層の地方分権が展開されている状況下において、「京都府」内における特定の地域、すなわち、桂川右岸、木津川、宮津湾、桂川中流、木津川上流地域に関する行政実務を、いまや「府」レベルでおこなう必然性は希薄化していると思慮するところである。

すなわち、それぞれの下水道流域に存する市町村が、主体的に下水道の管理運営をする時期にきているものと考えられる。京都府においては、もちろん、国家レベルでの検討も必要であろうが、下水道設備そのものの移譲も含め検討してよいであろう。

なお、ここに下水道設備の老朽化の問題が残る。供用開始時期をみると、つぎのとおりである。

	供用開始	備考
①桂川右岸流域・洛西浄化センター	昭和54年10月	供用開始から約24年
②木津川流域・洛南浄化センター	昭和61年3月	供用開始から約17年
③宮津湾流域・宮津湾浄化センター	平成5年3月	供用開始から約10年
④桂川中流流域・南丹浄化センター	平成11年3月	供用開始から約4年
⑤木津川上流流域・木津川上流浄化センター	平成11年11月	供用開始から約4年

とくに、洛西浄化センター、洛南浄化センターは、相当老朽化が進んでいることがわかる。繰り返しになるが、平成14年度決算をみても明らかなように、下水道公社が支出した修繕費は、8.3億円に達している。今後、この修繕支出がさらに増加することは言を待たない。設備の維持・更新をも視野にいれた長期的な展望が、必要不可欠なのである。

これに対する方策は、すでに多くの論者において指摘されているために、ここで詳述することは避けるが、いわゆるPFI方式というものが検討に値するところである。PFI方式により設備の刷新を図り、その管理運営も同時に検討せしめるのである。現在、下水道公社や京都府に蓄積されている下水道の管理運営をめぐる様々な貴重なノウハウは、一定期間を経て必要であればその人材と共に関係の市町村に移管することができるであろう。

さらには、関係市町村において、京都市の方策のように、上水道と下水道との一括的な管理運営を企画検討する、という方策も検討されてよい。

最後に、公的な性格を有する水道事業は、民間企業にとって、「旨味」がないようにみえる。だから、「包括的民間委託」といっても受け皿があるのかどうか思慮するところである。そこで、この観点からの指摘をしておきたい。

今日、外資企業も含めた多くの民間企業が、下水道事業あるいは上水道をも含む水道事業全体に興味を持ち、当該事業に積極的にアプローチしているのである。それは、つぎのような理由によるものと考えられる。（金山隆一「水道『外資』が攻めてくる」エコノミスト、2003年7月15日号、93～100ページ参照。）

一定の地域で水道ネットワークを所有ないし管理受託すれば、その地域でのいわば独占的な企業となり、安定した収

益基盤を築くことができる。需給バランスや季節要因などで価格が変動することもなく、将来のキャッシュフローの見通しが立てやすくなる。

しかも、広域化すればするほど、配管工事や資材調達の規模が大きくなり、大量発注などによりコスト削減を図ることが可能となる。また、水質管理のための研究開発や検針業務のソフトウェアの開発などのコストも、管理担当の地域が増えるほどに、住民一人あたりの単位コストは下がることになるのである。

これを国内規模のみならず、世界規模で展開することができれば、その企業が得ることができる利益は、相当なものになるだろうと、容易に推察できる。

オンデオ、ベオリア、RWEといったいわゆる外資系企業は、水道事業のみならず、廃棄物処理、通信、電力等の広域ネットワーク事業をグループ内で展開していることは、周知のところである。しかも、外資系企業は、水道事業全体を10年以上のスパンで請け負うことにより、より一層の経営効率化を実践しているとのことである。わが国においても、下水道法の改正により、光ファイバー等のケーブルを下水道設備に併設することができるようになり、下水のみならず、情報のインフラをも手中に収めることができるようになるのである。

なお、包括的民間委託をする場合、行政および住民としては、その経営コストが下がることは歓迎すべきことであるが、その排水レベルが下がることは絶対に許されるものではない。国民感情あるいは府民感情からすれば、一般の民間企業、まして外資企業にすべてを委ねることについては、このような排水レベルの低下に対して畏れを抱くところであろう。この点について、外資企業の経営方針をリサーチしたところ、常に現地企業や政府・行政と共同事業体を組む方式を採用しているようである。

たとえば、ベルリン市は、平成11年に市水道公社を株式会社化し、その株式の49.1%を前述のオンデオ、ベオリア、RWEなどの企業コンソーシアムに売却したが、残りの過半数の株式はベルリン市が保有する形態を採っていることなどは、よく知られたところである。イギリスやフランスでは、民間企業は、安全管理の技術やマネジメントを中心におこない、行政は設備利用の適切性、排水レベルの適切性、価格の不当な引き上げ等に対する監視・監督におこなうという方式が採用されているようである。こうして、適切な排水水質や価格（利用代金）が維持される、というシステムが構築されているのである。

だから、行政が監視・監督を行いうるシステムを構築し、そのシステムを適切に運用する限り、府民や流域住民の懸念は排除できる、といえるであろう。

他方、環境会計や環境ISOに対するノウハウについてみても、行政が有するそれよりも、民間企業が相当の蓄積をなしていることは、今日の環境報告書や研究者による研究報告をみても一目瞭然であろう。もはや行政において、民間の「後追的」に環境会計や環境ISOに関するノウハウを蓄積するよりも、これらをも含めて、民間に委ねる時期に来ているといえるのではなからうか。

さらに、国家レベルでも、下水道管理のあり方について検討されていることも指摘しておく必要がある。平成15年12月17日に、下水道政策研究委員会流域管理小委員会が再開された、とのことである。この目的は、「流域管理の視点から検討の急がれる行政課題について幅広く検討を行い、水循環・水行政の将来像を踏まえて、下水道行政として取り組むべき施策や他の行政分野との連携・協力のあり方について提言」する、とのことである。

今回の提言においては、流域管理のための組織や、NPO、企業等との連携についても言及することが予定されている。これら提言がすべてではないが、これらを視野にいれつつ、京都府においては下水道公社や流域下水道のあり方について、従来の既成概念の枠組みを越えて、流域下水道の市町村への移譲や、いわゆる完全な包括民間委託等を視野にいれつつ、ドラスティックに検討し直すべき時期に来ているのである。

以 上

監査対象別監査結果 京都府立総合資料館

目 次

・ 京都府立総合資料館の監査実施概要	81
1. 選定の理由	81
2. 実施した監査手続の概要	82
・ 京都府立総合資料館の事業概要	82
1. 沿革	82
2. 施設の概要	83
3. 組織及び職員の状況	83
4. 館蔵資料の収集・所蔵状況	84
5. 利用者の状況	90
6. 過年度の収支の状況	92
7. 外部委託取引の状況	93
8. 設備投資・大規模修繕の状況	94
9. 法令と京都府立総合資料館条例	95
・ 総合資料館の現状と問題点	96
[法規性に関する検討]	
1. 随意契約と単独随意契約の実態について	96
2. 収入事務の実態について	97
3. 支出取引の処理状況と備品管理の実態について	97
4. その他の業務に関する実態について	98
5. 業務の範囲と設置条例との整合性について	99
[その他の事項に関する検討]	
1. 会計システムの問題	101
2. 文献課貴重書等電子目録の作成について	102
3. 複写サービスの内容について	102
4. 府立の他の資料館との連携・指導状況について	102
・ 監査の結果	102
1. 単独随意契約について	102
2. 現金書留の収入事務について	103
3. 備品管理の実態について	103
4. 時間外勤務命令の状況について	103
・ 監査の結果に付随する意見	103
1. 業務内容と設置条例の整合性について	103
2. 会計システムの問題点について	103
3. 文献課貴重書等電子目録の作成について	103
4. 複写サービスの内容について	103
5. 府立の他の資料館との連携・指導状況について	104
・ 提言	104
1. 部門別コストの状況	104
2. 業務内容ごとの人件費分析	104
3. 利用者の目線からのサービスの金額的評価の試算	107
4. 行政文書アーカイブ機能の充実について	109
5. アーカイブ施設としての一考察	110
6. 指定管理者制度と地方独立行政法人制度について	111
添付資料	113

監査対象別監査結果
京都府立総合資料館

・ 京都府立総合資料館の監査実施概要
1. 選定の理由

京都府立総合資料館は昭和38年11月、大英博物館を理想像とした府の直営施設として設立された。大英博物館には図書館機能があり、コレクションを補完する研究書籍が集められ、公共レファレンス・ライブラリー・サービス（質問・相談業務）を提供している。総合資料館も設立当初より図書館部門が非常に充実しており、博物・美術工芸現物資料・文書現物資料とならんで、歴史、美術工芸、産業・社会文化等の研究者から利用されてきた。大英博物館のような大規模な現物の展示機能はないものの、いわば図書館業務、公文書館業務、博物館業務をあわせ持つ複合的資料館であるといえる。

このような形態は他の自治体にはみられないものであり、約40年もの間、京都府民はあたりまえのこととしてそのサービスを捉えてきた。しかし、そのような複合的資料館であるがゆえの問題点はないだろうか。その管理運営状況が法令・条例・規則等に照らして問題ないかどうかにつき検討するとともに、今後のありかたにつき展望することは、平成15年6月に改正地方自治法が公布され民間事業者へも管理運営を直接委託できる「指定管理者制度」が成立したり、平成15年7月に参議院で可決された「地方独立行政法人法」による「公営施設等の独立行政法人化」が検討されたりしている昨今においては火急の課題である。

また、将来に渡って複合的資料館としての現在の路線上にサービスを展開してゆくことが行政サービスの経済性、効率性、有効性に抵触するような事態となりはしないかについて検討することも、財政が悪化している昨今においては緊急の課題である。これが選定理由の第一である。

平成7年1月の阪神淡路大震災により京都府立図書館の建物が損傷したため、新府立図書館の建設が計画され、平成13年5月新築されて再開館となった。その過程において京都府立総合資料館の蔵書約35万冊が新府立図書館へ移管された。蔵書の過半に及ぶ大移動であり、そのことが当施設の運営にどのような影響をもたらしたのだろうか。これが選定理由の第二である。

総合資料館は昭和38年の建設以来、特段の大規模修繕工事を実施することなく運営されてきた。阪神淡路大震災を経験しており、その後も継続して多数の住民の出入りがありサービスの提供を続けている。築40年を経て内外装とも老朽化に拍車がかかっている可能性がある。物理的な建物の現状とその将来の耐久度合は、今後の設備投資のタイミングとその規模のみならず、施設運営の質的な有り様にも多大な影響をもたらす可能性がある。これが選定理由の第三である。

2. 実施した監査手続の概要

以下に掲げる監査要点につき監査するため、総合資料館へ往査して主として最近の5カ年間の収支に関する会計帳票および証憑、各種申請書および報告書、起案書および伺い書等を通査し、現物資料の保管状況ならびに建物の状況を視察・検討し、各種管理資料・統計資料の閲覧とそのデータを用いての分析的手続を実施し、取引内容および業務内容につき担当者へ質問した。

また、他府県の同種の業務を運営している施設の情報につきインターネット上での公開情報を収集し、その内容につき電話等にて質問するとともに、京都府立の関連施設として府立図書館の担当部署から財務データを入手して分析・質問して比較検討し、また総合資料館の一部の利用者（研究者を含む）に対して利用上の問題点等につき質問する、などの監査手続を実施した。

事業運営状況につき法令・条例・規則等に照らして違反している事項はないか。

住民の福祉の向上につながるよう効果的な事業運営がなされているか。

業務項目・業務内容につき効率性、経済性の観点からの問題はないか。

将来の事業運営に大きな影響を与えかねない潜在リスクはないか。

・ 京都府立総合資料館の事業概要

1. 沿革

昭和38年10月	設置条例制定
昭和38年11月	開館
昭和42年8月	東寺百合文書を受け入れ古文書整理事業始まる
昭和43年4月	百年史編さん室を設置（昭和40年から編纂作業を開始）
昭和45年8月	古文書整理保存事業を進めるため古文書課を設置
昭和46年7月	第2収蔵庫完成（鉄筋コンクリート2階建 延274.76㎡）
昭和47年6月	百年史編さん室廃止し行政文書課を設置
昭和48年3月	第3収蔵庫完成（鉄筋コンクリート2階建 延1,702.18㎡）
昭和51年5月	庶務課庶務係・経理係、文献課、歴史資料課、文化資料課となる
昭和57年7月	日曜日開室を実施し毎月20日を休室日とする
昭和63年3月	財団法人京都文化財団へ業務委託するため条例を一部改正
昭和63年4月	文化資料課を廃止し財団法人京都文化財団へ業務委託を開始
平成9年6月	東寺百合文書が国宝に指定される

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
館長	1	1	1	1	1
次長	1	1	1	1	1
庶務課	17	16	16	16	15
文献課	36	36	33	25	24
歴史資料課	11	12	13	14	13
計	66	66	64	57	54

上記はいずれも各年度の業務概要および総合資料館より入手した資料によるものである。職員数には嘱託、パート・アルバイトは含まれていない。また、文献課の平成10年度と11年度の人数には3名の府立図書館との併任者が含まれている。13年度以降の文献課の職員減少は府立図書館への蔵書移管とともに職員も数名異動したためである。また、平成15年3月末において文献課には20名の司書資格保有者がおり、司書としての職種に就いているとのことである。

4. 館蔵資料の収集・所蔵状況

各年度末の館蔵資料の状況

区 分	単位	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
図書資料	冊	640,394	646,743	302,309	307,119	312,811
古文書	点	45,843	45,894	47,529	66,924	69,742
行政文書	点	45,717	49,154	50,553	53,484	55,018
近代文学資料	点	23,782	23,782	23,782	23,782	23,782
写真資料	点	6,657	6,657	6,657	6,657	6,657
その他現物資料(文書資料)	点	290	290	290	256	256
その他現物資料(図書資料)	点	2,446	2,446	2,446	2,446	2,446
現物資料(管理委託資料)	点	42,431	42,468	42,516	42,754	50,952
合 計		807,560	817,434	476,082	503,422	521,664

国宝および重要文化財の所有状況

種別	資料名	点数	概要
平成9年国宝指定	東寺百合文書	18,642	東寺(教王護国寺)に伝えられた文書で、奈良時代から江戸時代初期に至る約900年間の文書群である。内容は宗教活動、寺院経営、荘園経営など中世史研究等の基礎資料であり、昭和42年文化財保護を目的に京都府が東寺から約1億3千5百万円で購入した。
昭和56年重要文化財指定	東寺観智院伝来文書典籍類	57	東寺の院家である観智院の金剛蔵に伝わった中世資料で、東寺百合文書同様、貴重な学術資料であり、同時に購入した。
平成14年重要文化財指定	京都府行政文書	15,407	京都の行政文書のうち、京都府立庁前年の慶應3(1867)年から昭和22(1947)年「戦後体制確立」までの文書で、近代の政治、歴史、文化を知りうる貴重な資料である。
平成15年重要文化財指定	革嶋家文書	2,459	京都市西京区川島の革嶋家に伝来した文書で、昭和49年寄贈された。鎌倉時代から大正年間の約800年に及ぶ文書群で、革嶋家の歴史を物語るものである。
昭和43年重要文化財指定	池大雅「柳下童子図屏風」	1	江戸時代の画家で日本の文人画の大成者である池大雅が描いた屏風絵であり、平成7年に財団法人池大雅美術館から寄贈された73件85点に及ぶ絵画、書跡、関係資料のうち的一点。

上記はいずれも総合資料館の業務概要および総合資料館から入手した管理資料によっている。

図書資料の平成12年度の減少は府立図書館への約35万冊の移管によるものである。また古文書の点数は平成13年度より詳細目録によるものに変更されている。

図書資料の平成15年3月度における分野別蔵書の状況は以下のとおりである。(総合資料館より入手したものを見易くまとめた。なお旧分類のものについては、蔵書の特徴を把握する目的で、監査人の判断により新分類区分へのマッチングを試みている。)新府立図書館の建設の過程で図書館と総合資料館の機能分担が検討され、平成13年度の再開館後は「京都に関する」という関連性を多大に有する図書のみが総合資料館に蔵書されることとなったが、幅広い分野にわたる蔵書がある。

分野別蔵書の状況 平成15年3月現在 (冊)

	一般	京都関連	未登録分	旧分類	貴重書	雑誌新聞	計
総記・叢書等	7,482	865	365	9,329			18,041
哲学・宗教関係	6,805	1,972	1,870	10,013			20,660
歴史・地理関係	21,958	8,516	5,394	12,259			48,127
社会科学	45,241	20,286	2,427	1,694			69,648
自然科学	4,742	1,827	657	2,495			9,721
工学	10,565	4,585	191	1,055			16,396
産業	19,486	6,312	230	1,492			27,520
芸術	30,882	4,345	2,981	4,358			42,566
語学・文学関係	3,766	1,195	2,544	8,035			15,540
その他	0	0	2,040	0	4,432	40,566	47,038
計	150,927	49,903	18,699	50,730	4,432	40,566	315,257

図書資料の最近5カ年の収集状況につき、以下に各分野の主な図書(各年度の業務概要に記載されている)を列挙することで収集の特徴を把握する。

平成10年度

- (京都資料) 一般刊行物680点 うち購入126点
京都関係行政資料746点 ほとんどが寄贈
- (総記・叢書) 「個人著作集内容総覧」全5巻他購入
- (哲学・宗教) 「岩波哲学思想事典」他購入
- (歴史・地理) 「事典現代のドイツ」他購入
- (芸術) 「ベートーヴェン大事典」他購入
- (語学・文学) 「太宰治・坂口安吾の世界」他購入
- (社会科学) 「民法典の百年」「フェブレン経済的文明論」他購入
- (産業) 「香りの総合辞典」他購入
- (自然科学) 「図説放射線医学史」他購入
- (官庁資料) 国・京都関係を除く地方公共団体及びその類縁機関の刊行物(白書、業務年報等)1,495冊。
うち購入537冊
- (雑誌・新聞) 総合雑誌、学術雑誌、各種団体の研究報告、紀要等6,977種(うち購入361種)と機関紙等の新聞類269(うち購入17)

平成11年度

- (京都資料) 一般刊行物800点 うち購入187点
京都関係行政資料689点 ほとんどが寄贈
- (総記・叢書) 「国立国会図書館50年の歩み」他購入
- (哲学・宗教) 「日本仏教史事典」他購入
- (歴史・地理) 「岩波現代中国事典」他購入
- (芸術) 「西洋美術全集絵画索引」他購入
- (語学・文学) 「川端康成全作品集研究事典」他購入
- (社会科学) 「日本の労働組合100年」「グループ連結経営」他購入
- (産業) 「建築人間工学事典」他購入
- (自然科学) 「物理学大辞典第2版」他購入
- (官庁資料) 国・京都関係を除く地方公共団体及びその類縁機関の刊行物(白書、業務年報等)1,130冊。

うち購入523冊

(雑誌・新聞) 総合雑誌、学術雑誌、各種団体の研究報告、紀要等7,004種(うち購入353種)と機関紙等の新聞類269(うち購入17)

平成12年度

(京都資料) 一般刊行物840点 うち購入180点
京都関係行政資料1,845点 ほとんどが寄贈

(総記・叢書) 「本と活字の歴史辞典」他購入

(哲学・宗教) 「仏教考古学の構想」他購入

(歴史・地理) 「古墳と古墳群の研究」他購入

(芸術) 「日本の洋画界七十年」他購入

(語学・文学) 業務概要に記載なし

(社会科学) 業務概要に記載なし

(産業) 業務概要に記載なし

(自然科学) 業務概要に記載なし

(官庁資料) 国・京都関係を除く地方公共団体及びその類縁機関の刊行物(白書、業務年報等)1,434冊。
うち購入548冊

(雑誌・新聞) 総合雑誌、学術雑誌、各種団体の研究報告、紀要等と機関紙等の新聞類5,222種(うち購入129種)

平成13年度

(京都資料) 「京町家・千年の歩み」他購入

(総記・叢書) 「貴重典籍叢書」24冊他購入

(哲学・宗教) 「日本の神仏の辞典」他購入

(歴史・地理) 「日本史総合年表」他購入

(芸術) 「日本絵巻物の研究」他購入

(語学・文学) 業務概要に記載なし

(社会科学) 業務概要に記載なし

(産業) 業務概要に記載なし

(自然科学) 業務概要に記載なし

(官庁資料) 国・京都関係を除く地方公共団体及びその類縁機関の刊行物(白書、業務年報等)本年度より
収集規模縮小

(雑誌・新聞) 京都関係、日本の歴史、美術工芸、伝統的芸能、官庁関係等の雑誌類・新聞類5,019種(うち
購入115種)

平成14年度

(京都資料) 「祇園信仰事典」他購入

(総記・叢書) 「図書館法規基準総覧」他購入

(哲学・宗教) 「大蔵経全解説大事典」他購入

(歴史・地理) 「日本荘園史大辞典」他購入

(芸術) 「関西の美術館めぐり」他購入

(語学・文学) 業務概要に記載なし

(社会科学) 業務概要に記載なし

(産業) 業務概要に記載なし

(自然科学) 業務概要に記載なし

(官庁資料) 国・京都関係を除く地方公共団体及びその類縁機関の刊行物(白書、業務年報等)13年度より
収集規模縮小

(雑誌・新聞) 京都関係、日本の歴史、美術工芸、伝統的芸能、官庁関係等の雑誌類・新聞類5,281種(うち
購入114種)

平成12年度から語学・文学、社会科学、産業および自然科学分野の収集がストップしている。これは府立図書館との機能分担によるものであろうと思われ、それ以降の収集図書については京都府立総合資料館条例の第1条「京都に関する資料等総合的に収集し…」の「京都に関する」を全面的に打ち出しているように見え、それ以前は非常に幅広く収集しているように見える。

府立図書館が新館となるまでは、総合資料館の蔵書約64万冊は府立図書館の蔵書約40万冊を上回っており、京都府における図書サービスの中心的役割を担う施設として、閲覧のみで貸出サービスはないものの、まさしく総合図書館として機能すべき蔵書収集姿勢を採っていたと考えられる。

そもそも、昭和38年の設立当初は約20万冊の蔵書を当時の府立図書館から移管（当時の府立図書館の蔵書総数の約8割相当であった）して文献課はスタートした。当時の新聞に「公立図書館施設としてはこれまで日本一だった東京日比谷図書館をしのぐ規模」との記事がみられ、また初代館長も「府民の研究の場であって、初歩から専門までの図書がおかれている。この室から新しい産業、文化を生み出してもらおうというのがねらいだ」とインタビューに答えている。

「文化」と「産業」をキーワードとした図書館機能を中核として設置された施設である。現在、約35万冊が移管されたあとでも語学・文学、社会科学、産業および自然科学分野の蔵書は相当数あり、どの程度が現物資料の研究のための参考書籍として、また現物資料コレクションを補完する書籍として、総合資料館に蔵書されるべきかは機能分担後の大きな検討課題であろう。現在の蔵書の状況およびその収集姿勢は非常に中途半端な状況にあり、文献課の有り様そのものを根本から問い直すべき時期にきているのではないかと思慮されるところである。

古文書については平成15年3月現在、原本所有として古代中世のものが20,923点（うち国宝の東寺百合文書関係18,700点、重要文化財の革嶋家文書2,129点）、近世近代のものが48,819点、合計69,742点となっている。また、寄託文書が19件14,711点あり、写真帳やマイクロフィルムの複製物が524件（2,169冊 1,329リール）ある。最近5ヶ年の収集の状況（各年度の業務概要の記載による）は以下のとおりである。

- 平成10年度 宮本守三家文書1,910点（寄贈）ほか寄贈50点、購入1点
いずれも原本の近世近代文書
写真版による収集として鴨脚家文書8点564枚
- 平成11年度 古久保家文書43点（寄贈）ほか購入7点
いずれも原本の近世近代文書
写真版による収集として丹後国竹野郡舟木村文書ほか8点
マイクロフィルムによる収集として精華町地域の文書がある
- 平成12年度 平和家文書1,628点（寄贈）ほか寄贈5点、購入2点
いずれも原本の近世近代文書
- 平成13年度 下橋家文書1,647点（寄贈）龍野家文書1,157点（寄贈）ほか寄贈1,034点、購入2点 いずれも原本の近世近代文書
マイクロフィルムによる収集が8点
- 平成14年度 千吉西村家文書2,619点（寄贈）ほか寄贈179点、購入1点
いずれも原本の近世近代文書
マイクロフィルムによる収集が151点

収集したものについては目録の作成等の整理業務が発生するが、ほとんどは当年度中か遅くとも翌年度に整理業務が完了し公開されている。また、コンピュータ検索に資するための電子目録の作成につき、古文書約69,500点を対象に平成13年度より緊急雇用創出特別基金事業として外部委託を中心に実施され、14年度末で約82.5%、監査時点ではほぼ全件完了している（文献課における貴重書・準貴重書の電子目録作成については後述する）

行政文書については文書群別に分類して所蔵の状況（業務概要の記載による）をまとめれば以下のとおりとなる。

行政文書所蔵冊数 平成15年3月現在

文書群の名称	冊数
京都府庁文書（永年保存文書）	36,701
京都府庁引渡文書（有期限保存文書）	10,375
京都府庁史料	2,177
京都府庁図面資料	194
京都府委員会文書	2,880
京都府公所文書	1,362
旧藩県文書	407
郡役所文書	249
町村役場文書	562
その他団体文書	111
計	55,018

また、最近5ヶ年の収集・整理の状況（各年度の業務概要の記載をまとめたもの）は以下のとおりである。

行政文書の収集 (冊)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
永年保存	22	2,575	1,282	1,314	902
有期保存	490	635	765	375	548
上記以外の知事部局	185		263	15	
教育委員会	10				
地方労働委員会		885	632		
木津振興局等					88
計	707	4,095	2,942	1,704	1,538

行政文書の整理 (冊)

	種類	目録形態	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
永年保存	簿冊目録(事務用)	目録カード	1,985	2,521	1,221	1,321	890
	簿冊目録(閲覧用)	目録カード	1,985	2,521	1,221	1,321	890
	件名簿(件名目録)	冊子目録	976	921	1,315	1,357	857
有期保存	件名簿(件名目録)	冊子目録	138	85			
	簿冊目録(事務用)	目録カード		85			
	簿冊目録(閲覧用)	目録カード		85			
	保管目録(事務用)	冊子目録			4,050	390	319

平成11年度から12年度にかけて永年保存文書の引渡しの年度ずれが認められるが、これは総合資料館側の保管庫上の都合で9年度と10年度の永年保存文書が11年度にまとめて移管されたことが原因である。11年度にはそれ相当の時間外勤務が発生したとのことであった。また、本庁総務調整課が保管していたもの以外の知事部局関係、教育委員会、地方労働委員会、振興局等公所関係からの収集は不定期に実施されているようだ。

行政文書については、「京都府文書の保管、保存等に関する規程」第15条により永年保存文書の移管を、また同規程第14条により有期限保存文書の引渡しを受けている。京都府庁行政文書の保存期間は永年、20年、10年、5年、1年があり、主務課で保管されていたものが総務調整課へ引継がれ、そこで永年保存文書は25年間、有期限保存文書はその有期間保存される。永年保存文書はその後自動的に総合資料館へ移管されるが、有期限保存文書は総合資料館担当者が総務調整課にて選別し、総合資料館として収集したいと判断したものにつき申し入れた後、作成部局の許可を受けられた場合のみ引渡される。

だから、選別する権限はあっても収集する権限までは有していないといえる。ただ、この選別権限を館長に与えたことは行政文書の取扱制度としては全国的にみて先駆的であり、行政文書収集のロジックとテクニックはいまだ高レベルにあるとの自負があるようだ。

しかし、京都府においては現在では本庁文書、それも知事部局に限る文書のみが対象であるにすぎず、警察、教育委員会・選挙管理委員会・人事委員会等のいわゆる行政委員会の文書や議会事務局、公所の文書はアーカイブ対象として捉えられていない。

したがって、それら部署の一部からのみ、不定期にごく少量の行政文書が収集されているにとどまっている。公文書館としてみた場合、総合資料館の行政文書の収集業務内容は都道府県レベルではすでに上位グループには入っていない。

ただし、行政文書の収蔵能力の問題もある。現在のペースで行政文書を収集してゆくだけでも約7年後には収蔵能力を超えてしまう。行政委員会や議会事務局は後回しとしても、公所への対象拡大はぜひとも実施してゆきたいとの目標を掲げているようであるが、これを実施すればすぐにでも保管庫がパンクするという状況である。ちなみに、他の都道府県の公文書館機能を有する施設との能力比較例(総合資料館から入手した資料にインターネット上の公開情報および監査人の調査情報を加味したもの)をまとめれば以下のとおりである。

他の都道府県との能力比較

	総合資料館	群馬県	千葉県	神奈川県	愛知県	広島県
延床面積 (m ²)	約3,655	5,765	6,009	9,956	2,279	2,530
書架延長 (km)	7.0	26.7	15.3	不明	13.5	10.1
公文書所蔵数 (冊)	55,018	128,232	61,763	153,445	74,097	41,479
古文書所蔵数 (点)	69,742	343,536	285,113	113,873	3,302	195,408
職員数 (人)	13	29	16	32	15	14
年間公文書収集冊数	1,538	1万冊以上	不明	11,364	2,965	不明

さて、財団法人京都文化財団が運営する京都文化博物館へ「収集・保存・展示に関する事務」を外部委託している博物館部門の現物資料であるが、平成15年3月末の分野別の収蔵状況（総合資料館より入手したデータと業務概要の記載をもとに監査人が作成した）は以下のとおりである。

博物館部門の館蔵資料の所蔵状況 (円)

部門	平成14年度期首		平成14年度収集			平成14年度期末	
	点数	金額	点数	金額	備考	点数	金額
日本画	1,303	905,625,950	3	4,380,000	寄付2購入1	1,306	910,005,950
洋画	1,489	627,296,000				1,489	627,296,000
版画	63	10,104,000				63	10,104,000
書	34	9,592,000				34	9,592,000
写真	88	7,550,000				88	7,550,000
彫刻	95	31,610,000				95	31,610,000
染織	1,608	248,405,340	6	6,100,000	寄付	1,614	254,505,340
人形	372	91,379,500	1	600,000	寄付	373	91,979,500
陶芸	3,319	810,547,970	3	3,580,000	購入	3,322	814,127,970
漆芸	141	53,557,000	2	1,500,000	寄付	143	55,057,000
金工	83	20,294,000				83	20,294,000
木竹芸	77	10,629,000				77	10,629,000
諸工芸	65	3,912,500				65	3,912,500
楽器	374	16,983,100				374	16,983,100
銃砲刀剣	16	1,630,000				16	1,630,000
歴史	955	2,619,008	7	7,000		962	2,626,008
考古	84	25,430,000				84	25,430,000
民具	2,737	8,160,600	20	28,000	寄付	2,757	8,188,600
郷土玩具	13,090	14,163,020				13,090	14,163,020
映像フィルム	61	2,467,230				61	2,467,230
レコード	211	478,050				211	478,050
スライド	188	179,000				188	179,000
写真陰画	984	4,388,220				984	4,388,220
テープ	309	1,816,000				309	1,816,000
吉川コレクション	14,925	149,250,000				14,925	149,250,000
その他	83	5,117,250	8,156	9,507,800		8,239	14,625,050
計	42,754	3,063,184,738	8,198	25,702,800		50,952	3,088,887,538

博物館部門の現物資料の収集 (点)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
美術工芸資料	277	16	29	52	15
歴史民俗資料	3	21	19	186	27
その他					8,156
計	280	37	48	238	8,198

表中の金額は京都府の備品等登録表に記載された金額であり、外部の評価人により評価された額である。購入したもののについても一部評価額をもって登録されており、実際の支払額である取得価額とはかなり乖離がある。平成14年度の購入は4点で登録額は3,660,000円であるが、実際の支払額は1,300,000円となっている。

平成14年度の委託料は76,308千円（税込）であり、うち70,364千円が人件費相当額である。昭和63年3月に京都府立総合資料館条例が改正され美術工芸・歴史民俗資料等の現物資料の収集、保存及び展示業務を財団法人京都文化財団に外部委託することとなり、当時の総合資料館の文化資料課職員9名が財団法人にそのまま出向して業務が継続された。文化資料課は廃止され、以降現在の組織体制が続いている。

出向者は徐々に減少し、財団法人サイドで府職員と同様の給与待遇で新規雇用した者が後任に当てられ担当者人数に変更はなかったが、平成10年度より9名体制が8名体制に変更された。現在は8名のうち4名が京都府職員の派遣職員である。委託事務の内容は以下のとおりである。

美術工芸資料、歴史民俗資料（古文書及び行政文書を除く）等（以下資料という）の収集、整理、保存及び利用に関する事務

資料の展示等利用に関する事務

資料の保存に係る収蔵庫及び関連施設並びに物品の維持管理に関する事務

資料の使用料徴収に関する事務

その他総合資料館が必要と認める事務

平成14年度の事業報告書によれば、収集は上記表中にも記載されているとおり8,198点（そのほとんどは染織関係の風俗・図書資料であり美術工芸品ではない。通常は美術品と工芸品を隔年で数点購入しており、数点の寄付がある。）館外貸与は美術館などへ16件129点、23件36点の特別撮影、13件40点の特別観覧があった。また京都文化博物館の常設展示物として年4回入れ替えが実施され、14年度は延べ660点が展示されたとのことである。

期首収蔵品総点数のわずかに1.5%程度のものでしかないが府民の観覧に供されたにすぎない。しかも展示されている場所は総合資料館が存在する北山界隈から遠く離れたところであり、現物資料にふれてすぐに図書文献で調べることができる研究環境の整備という総合資料館設立当時の理想からは、博物館部門の現物資料にかぎれば大きく後退しているといえる。

5. 利用者の状況

利用者数の状況

区 分	単位	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
開館日数	日	320	321	240	297	319
閲覧室(図書閲覧室)	人	107,231	107,688	56,160	71,195	74,915
特別資料室	人	2,770	2,508			
文書閲覧室	人	1,320	1,262	1,109	1,879	2,039
古文書	人	412	403	419	625	757
行政文書	人	858	812	667	912	870
写真資料	人	47	35	22	31	51
近代文学資料	人	3	12	1	0	9
その他	人				311	352
学 習 室	人	30,289	32,570	17,489	28,284	30,308
合 計	人	141,610	144,028	74,758	101,358	107,262
2階展示室	人	4,176	2,127	4,385	9,431	7,494
図書文献相談	件	11,373	8,679	3,948	14,335	16,570
古文書講習会(解説講座)	人	275	269		226	211
古文書教室	人	1,057	948	733	376	
古文書相談	人	23	30	32	16	25
文化講座(府民講座)	人	96	260	187	1,612	764

特別撮影利用状況

	10年度		11年度		12年度		13年度		14年度	
	件数	点数	件数	点数	件数	点数	件数	点数	件数	点数
図書資料	41	83	40	85	35	75	58	110	77	158
文書資料	110	368	115	1,048	107	650	116	376	110	404
現物資料	39	85	41	77	36	107	38	71	23	36
計	190	536	196	1,210	178	832	212	557	210	598

複写利用状況

	10年度		11年度		12年度		13年度		14年度	
	件数	点数								
図書資料	28,704	507,823	27,917	491,998	14,121	305,415	12,718	241,340	14,047	255,388
文書資料	276	160,282	309	118,342	495	62,148	393	36,517	433	111,326
計	28,980	668,105	28,226	610,340	14,616	367,563	13,111	277,857	14,480	366,714